平成２４年（フ）第２４８号
静岡県浜松市中区城北１丁目３番16号　野沢マンション306号
債務者　北山　榮子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６４３号
福岡県糸島市神在919番地３
破産者　宮﨑　博子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５１号
島根県出雲市斐川町直江4051番地１銀河Ｅ―201
破産者　宮﨑　一弘
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１３４号
長崎県佐世保市東浜町881番地４
破産者　有限会社末吉鐵工
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
千葉市稲毛区山王町213番地14
破産者　有限会社コウシンコーポレーション
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
千葉県八千代市勝田台南２丁目７番20号　福娘荘
破産者　須田　あい
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７号
島根県大田市久手町刺鹿1157番地
破産者　渡邊　和正
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１４６７号
札幌市清田区清田２条３丁目１番40号
破産者　株式会社博宣社
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１３号
名古屋市緑区大高町字川添70番地
破産者　株式会社愛機
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１号
大分市末広町２丁目３番15号
破産者　タナベクリエート株式会社
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６２４号
京都市下京区朱雀分木町西25号
破産者　有限会社秋山食器店
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
徳島市川内町沖島612番地の１
破産者　徳島ゴーレックス工業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８５号
高知市一宮中町１丁目14番53号
破産者　株式会社エイワテック
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４２０号
静岡県伊豆市筏場319番地の２
破産者　阿部　満雄
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８０５号
大阪府東大阪市西石切町７丁目５番１―910号
破産者　金田　裕二
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２２号
大阪市天王寺区上本町９丁目２―７―1008、住民票上の住所大阪市天王寺区小宮町10番19号
破産者　米澤憲二郎
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２１号
京都市伏見区竹田七瀬川町184番地１　ポプラハイツ302号、開始決定時の住所京都府長岡京市泉が丘20番地の１
破産者　大野　哲生
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６８号
大阪市港区南市岡３―６―59―3905、住民票上の住所兵庫県西宮市菊谷町４番24号
破産者　今田　輝幸
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部